

令和4年1月 川棚町議会臨時会会議録

令和4年1月28日 金曜日（午前10時開会）

出席議員（14人）

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企画財政課長	野 上 英	了
新庁舎建設室長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健康推進課長	太 川 一	輝
会 計 課 長	末 永 安	江
住民福祉課長	成 富 浩	樹
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダム対策室長	田 川 義	信
水 道 課 長	川 内 和	哉
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の報告（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第10回））
- 第4 議案第1号 令和3年度川棚町一般会計補正予算（第11回）
- 第5 議案第2号 工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））
- 第6 議案第3号 工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））
- 第7 議案第4号 工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（機械））
- 第8 議案第5号 財産の取得（川棚町新庁舎什器等備品購入の件）
- 第9 発議第1号 川棚町総合計画調査特別委員会設置に関する決議

(1 0 : 0 0)

議 _____ **長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和4年1月川棚町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 会議録署名議員の指名

議 _____ **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、炭谷猛議員及び水谷末義議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 _____ **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

(1 0 : 0 2)

議 _____ **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

日程第3 報告第1号

議 _____ **長** 次に、日程第3、報告第1号「専決処分の報告（令和3年度川

棚町一般会計補正予算（第10回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町長 皆様、おはようございます。本日ここに、令和4年川棚町議会1月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。本臨時会においてご審議いただく行政からの提出議案等は、専決処分の報告1件、補正予算1件、工事請負契約の変更3件、財産の取得1件であります。議案等の内容については、提案の都度説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号「専決処分の報告（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第10回）」について、報告理由をご説明いたします。

去る12月28日付けで、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第3号の規定に基づき、国庫補助金を財源の全てとする補正予算を専決処分により定めましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億294万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億8,463万9,000円にしたものであります。

補正の内容は、去る12月20日に国の令和3年度第1次補正予算が成立し、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方々の生活・暮らしの支援として、住民税非課税世帯等に対する10万円の給付金の支給と、子育て世帯へ5万円の追加給付金を支給することとなり、本町におきましても速やかに対応するため、必要な予算を計上したものであります。

補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは、事項別明細書の歳出から説明しますので、8、9ページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費につきましては、住民税非課税世帯等に対して10万円の臨時特別給付金支給に要する経費を計上したもので、3節から12節までが支給事務に係る人件費、事務用品費、郵便

料、システム改修費などを、18節には1,589世帯の給付金を計上したものであります。

次の2項2目児童措置費につきましては、子育て世帯へ5万円の追加給付の支給に要する経費を計上したものが主なもので、3節から12節までが支給事務に係る人件費、事務用品費、郵便料、システム改修費など、18節には追加給付金として2,456人分、1億2,280万円と、一般会計補正予算（第8回）で計上した先行給付金の不足分として362人分、1,810万円を計上したものであります。歳出は以上であります。歳入を説明しますので、6、7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金であります。2項1目民生費国庫補助金につきましては、1節で住民税非課税世帯等への臨時特別給付金に係る補助金、2節で子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金を計上したものであります。補助率につきましては、どちらも10分の10となっております。歳入は以上でございます。10ページ以降につきましては給与明細書を付けておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。堀池議員。

5 番 堀 池 はい。9ページの児童措置費の関係なんですけど、先ほど説明がありましたけども、ちょっとお伺いしたいのが2点あります。1つは、第1回目、12月に支給するときに、子供が高校生だけの場合、それと公務員の方、この方たちは申請があつて、申請がないと口座がわからないということで案内がいったかと思うんですけども、今回はこれで全部の方が申請ということになっているのか、申請漏れがないのかどうかというのが1点。

もう1点が、最近ニュースでもありますように、基準が8月31日現在だったと思うんですけど、9月以降の離婚された方で、扶養者じゃない方の方に支給がいつているというニュースがちょこちょこ出ているんですけども、本町でそういう該当の方はおられなかったのか。また、おられたとしたらどういう手を打っているのか。その辺を確認したいと思います。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。堀池議員のご質問にお答えします。まず、今回の補正分につきましては、前回11月30日に専決をして、12月7日の12月議会で報告をした分の給付、予算の計上につきましては、中学生以下の対象

者、これは公務員の分も含んでおります。それから、平成15年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれまで、いわゆる高校生、ここでは高校生等と表現させていただきますけれども、その方々の公務員も含んで計上をしております。今回の補正におきましては、前は5万円、先行給付分の5万円分を計上したところで、今回は残りの追加給付の5万円を計上をしているところです。今公務員の方々、それから高校生等のみを扶養している方の申請を受け付けております。これが1月13日に対象者と思われる方々に通知をしておりますので、この方々の申請状況によりまして、一番早く振り込めるのが2月18日かなと思っています。ですので、2月18日の日にその高校生とか公務員の方とか、そういった方々に振込ができるものと思っております。また、申請が必要でない方につきましては、1月28日、本日給付、支給対象者へ振り込む予定としております。ですので、申請の漏れがないかっていうのはまだはっきりはしておりません。それから、9月1日以降に離婚とかをされて、扶養をしていない方に対しての支給があっているかという質問なんですけれども、そういった情報は今のところまだ出ておりません。そういった方々への対応につきましても、今検討をしているところでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:13)

日程第4 議案第1号

議 長 次に、日程第4、議案第1号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第11回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第1号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第11

回) 」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,863万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億2,327万円にしようとするものであります。

補正の内容は、去る1月21日から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、長崎市と佐世保市に適用されたまん延防止等重点措置が、1月26日から県下全域にも適用され、飲食店への営業時間の短縮要請を、本日1月28日から2月13日まで県下全域で実施することとなったところであります。そこで、要請に協力いただいた飲食店に、川棚町営業時間短縮要請協力金を支給するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金(第4期)事業を追加したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、県下全域の飲食店の時間短縮要請が1月28日から2月13日までの17日間実施されることから、その要請に協力いただいた飲食店に、川棚町営業時間短縮要請協力金を支給するため、会計年度任用職員の人件費、消耗品費などの事務費、そして62店舗分の協力金を計上するものであります。支給額につきましては、事業規模及び売上高により算定することとし、1日当たりの支給額は3万円から上限20万円までとなっております。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額するものであります。歳出は以上であります。続きまして歳入を説明しますので、6、7ページをお願いいたします。

15款県支出金であります。2項7目商工費補助金につきましては、川棚町営業時間短縮要請協力金の支給に係る補助金であります。補助率につきましては10分の9となっております。歳入につきましては以上であります。12ページ以降には給与明細書を付けておりますが、説明は省略させていた

だきます。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 この8、9ページの時短協力金についてのことでちょっとお聞きしたいのですが、このコロナ対策が、この時短協力金だけでよいのかということをお聞きしたいと思います。と申しますのは、普段、まあ私らもそうですけど、あまり飲みに行かない人にはこの飲食店の時短ということはほとんど私たちの日常生活には何の変化もないわけなんですけど、一方、しかし感染はどんどん拡大をしているということで、その飲食店の営業時間短縮だけで感染拡大を予防できるのかっていうのが非常に実感として感じられない感じがするんです。ほかの対策はいいのかって、人流抑制とかあるいは学校の休校とか、そういったことはしないでいいんだらうかというようなことが疑問に感じられるので、そこら辺の対策についての考え方はどうなのかということをお聞きします。

それに関連して2点目ですけども、今回の感染については子どもたちなどは感染しても治りが早いというふうなことを聞いておりますので、以前と比べれば感染者数に比較して医療機関の負担は以前よりは小さいのではないかと。もちろん絶対数が多くなればそれは医療機関の負担は大きくなるわけですけど、以前よりは医療機関の負担は軽くて済んでいるのではないかとと思われるわけなので、1日の新規感染者数の何百人っていう発表よりも、むしろもっと医療機関の状況がどのようになっているのか、どのくらいひっ迫しているのかとか、そういったことを伝えていただく方がより実感として私たちはわかりやすいのではないかとというふうなことを思いますが、そういう点についてはどうでしょうかというこの2点を質問いたします。

議 長 田口議員、この事業自体への質問じゃなくて、コロナ対策の全般的な考え方ということの質問のように聞こえますが。

8 番 田 口 1点目は特にこれで足りるのかという質問ですけどね。

議 長 時短協力金についての、これでいいのかというようなことですが。産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。1番目の質問ですけども、今回は県の要請によりまして、補助を考えておりますので、今回飲食店の分だけを計上したという形としております。あとほかの分につきまして

は、まだ現在検討等については行っていないような状況であります。以上です。

議 長 田口議員、よろしいですか。町長。

町 長 はい。ちょっと私の方から2、3、答弁をさせていただきます。まず、感染防止対策についてはこれでいいのかというような内容の趣旨のご質問でございましたが、基本的に町といたしましては、専門家じゃありませんので、やっぱり国の専門家会議で示された内容を国の方から連絡、そして対応をしておりますが、基本的にはやっぱり3密の回避というのが基本になろうかと思えます。そこで現在、学校でもし感染者が確認された場合にはそのクラスを休校にするということで、現在も石木小学校1クラス、川棚小学校1クラス休校にいたして、学級閉鎖にいたしております。それから、町内には各種公園がありますけれども、例えば中央公園におきましては今利用の制限をしております、また保育園等々につきましても、登園の自粛要請をいたしているところでありまして、そういったことで、感染防止については極力国のそういった3密を回避という基本的方針に基づいて対応をいたしているところでありまして、以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第11

回) 」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第11回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:23)

日程第5 議案第2号

議 _____ **長** 次に、日程第5、議案第2号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第2号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築）」について、提案理由をご説明いたします。

現在工事を進めております、川棚町新庁舎建設工事（建築）につきまして工事内容を変更したことにより、現請負契約金額に変更が生じたところであります。

そこで、変更後の本契約につきましても、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、新庁舎建設室長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。それでは私の方から、変更の内容についてご説明をいたします。

まず、議案の方です。変更の内容だけご説明いたします。

4. 契約金額、変更前8億7,641万4,000円、変更後8億8,067万1,000円、425万7,000円の増額であります。次のページ、参考資料1をお開きください。

変更の概要です。2ページにわたり6項目あります。読み上げます。

1. 直接仮設。外部足場数量の変更(増額)。変更数量、外部足場、変更前1, 886平米、変更後3, 146平米。当初、外部足場は、建物の外周1列で計画していたが、建物外壁の庇がある東側、南側、北側の3面が、庇部分の施工を行うにあたり、庇部が壁面より張り出しているため、庇の先端が1列の足場では届かないことから、施工の安全性を配慮した結果、もう1列追加して2列による足場を設置する必要があると判断して、足場を架ける範囲を増加する変更を行ったもの。また、庇がある箇所は、コンクリートスラブが勾配屋根となっていることから、コンクリート打設を壁の部分と勾配屋根の部分とに分けて打設する必要があるため、一度架けた足場を勾配屋根のコンクリート打設前に撤去を行い、打設後、再度設置する作業を行う必要があり、足場を架ける手間が増加したもの。

2. 金属。外部広場庇の軒裏仕上げ変更(減額)。変更数量、変更前アルミ樹脂複合板貼り155平米、変更後ケイカル板貼り155平米。当初、南側広場にある外部庇の軒裏の仕上げについて、高強度なアルミ樹脂性の既製品パネルを使用することとしていたが、地上から軒裏までの高さも確保されていることから、物が当たって軒裏を破損する恐れは少ないと判断し、工法を変更することで、安価な仕上げ方法となるケイカル板を貼り付け、メタリック塗装とする仕上げに変更を行ったもの。

3. 内外装。3階サーバー室床仕上げ変更(減額)。変更数量、変更前OAフロア(DC用)31.6平米、変更後OAフロア(一般用)31.6平米。当初、3階サーバー室の床仕上げ材はDC用(データセンター用)のOAフロア材の仕上げとしていたが、別途契約であるイントラネットの整備工事によりサーバーラック用の架台が設置されたことにより、一般型のOAフロア材の仕上げでも対応できるようになったことで、当初の仕様より安価な仕上げ方法である一般型OAフロア材に変更したもの。

執務室OA床防塵塗装の変更(減額)。変更数量、防塵塗装、変更前878平米、変更後0平米。執務室の床はOAフロアを利用した床吹き出し空調を採用していることから執務室のコンクリート床全面に防塵塗装を施すこととしていたが、床空調用の断熱マットをコンクリート床全面に設置することとしていたため、空調の吹き出しにより塵が広がることはない判断し、防

塵塗装の施工を取りやめたもの。次のページです。

4. ユニット及びその他。内部（サイン）の変更（増額）。変更数量、変更前窓口カウンターサイン シート張り抜き文字加工8か所（課名分）、変更後マグネットシート下地にサインシート張り32か所（課・係名分）。当初、カウンター上部の下がり壁に取り付ける各課・係名の表示サインは、下がり壁にシート張り抜き文字加工のサインを直接貼り付ける方法としていたが、将来的に組織変更により課名や係名が変更されることが考えられるため、取替が容易にできるように取外しが可能なマグネットシートの下地にサインシート張り表示とする仕様に変更したもの。

5. 屋外付帯。外構工事地先ブロックの仕様変更（減額）。変更数量、変更前地先境界ブロック（人造大理石ブラスト仕上げ）33.7メートル、変更後地先境界ブロック（一般用）33.7メートル。当初、地先境界ブロックは、敷地と隣接している町道臨港線の歩道にも採用されている意匠性の高い人造大理石ブラスト仕上げとしていたが、広場に使用する平板ブロック材との仕上げの調和が図りにくいため、安価な仕上げである一般既製品のコンクリート製地先境界ブロックに変更したもの。

6. 共通仮設費（積上げ計上分）。交通誘導員配置の変更（増額）。変更数量、交通誘導員（歩道通行止め期間）、変更前0人、変更後48人。外構工事に伴い、町道臨港線の歩道を通行止めにする必要があることから、施工前に通学路となっている川棚小学校と協議した結果、白石・下組地区の児童の通学路を小学校裏側から常在寺下を通るルートに変更されたため、常在寺下から臨港線に戻る際に道路を横断することとなり、学校側から道路横断に伴う交通誘導員を配置してほしいとの要望が出された。そのため、下校時における通学の安全確保を行う目的で交通誘導員を1名配置する変更をしたもの。続きまして、次ページ参考資料2及び3の説明です。A3版3つ折りとなっております。

先ほど説明しました内容のものになりますが、1. 直接仮設。外部足場数量の変更。今回変更となりました外部足場の施工内容を図示しております。図面は断面図であり、グレーで着色している箇所がコンクリート躯体の断面になります。躯体部分を赤で着色している箇所があります。この箇所を施工する際に新たに足場が必要となったことから、黄色で着色した足場が今回の

変更を行った箇所となります。なお、建物の外周にある着色されていない1列の足場が、当初の数量で計上していた足場であります。図面は3段階に分かれており、上から施工順に記載をしております。断面図での記載であり、全体の数量がわかりにくくなっておりますが、この足場は南面から東面、北面の一部までつながっており、各断面に記載している足場の長さは85メートルほどの延長となります。

続きまして、2. 金属です。資料の右上になります。外部広場庇の軒裏仕上げ変更です。図面広場前庇詳細図に記載しております。赤色で着色した部分が庇の軒裏部分となります。上側写真がみんなの広場にかかる庇の軒裏状況であり、下側が正面玄関から別館につながる通路にかかる軒裏状況の写真であります。メタリックの塗装仕上げとしているため光沢感があり、水にも強い仕上げとなっております。

続きまして、3. 内外装です。資料右下になります。3階サーバー室床仕上げ変更です。図面は3階の平面図であり、サーバー室の位置を青色で着色しております。左側写真は既に別途契約で作業が進められておりますイントラネット更新等業務において設置されたサーバーラックで、赤の点線で囲っている箇所がサーバーラック用の架台となる部分です。

同じく3. 内外装。執務室OA床防塵塗装の変更です。資料は次のページ、参考資料3となります。申し訳ございません。こちらの資料ですが、表題に「3階サーバー室床仕上げ変更」としてありますが、「執務室OA床防塵塗装の変更」の間違いでありました。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。資料上段に床吹き出し空調エリア区画部分詳細図として、OAフロアの断面詳細図を示しております。先ほど説明いたしました防塵塗装の取りやめた部分は、こちらの図面で示しますと、赤枠で囲った箇所となります。上段の写真はコンクリートスラブにウレタンマットを敷き込んでいる施工写真であります。下側の写真はウレタンマットがコンクリートスラブの全面に敷き込まれた施工写真であります。この写真でわかるように、コンクリート面は露出していないことから、床吹き出し空調によりコンクリート面からの塵は吹き出してくることはないと判断したものであります。

続きまして、資料右上4. ユニット及びその他の内部（サイン）の変更です。説明図は右上であります。当初、課名表示は各課の前の下がり壁に直接

貼り付ける方法としておりました。その内容は左側の図の内容となります。その内容を変更して、マグネットシートに課名や係名のサインを貼り付けたものが右側の図であり、その例として総務課の表示内容を示しております。下の写真はその総務課に設置された課名・係名のものです。下がり壁の下地には鉄板が張られていることから、マグネットシートの磁石により課名や係名のサインが下がり壁に貼り付いている状況となっております。

最後に、資料右下5. 屋外附帯。外構工事地先ブロック仕様変更です。図面は正面玄関前駐車場やみんなの広場がある外構平面図です。番号を丸数字で1から3まで振っております。①が説明しました人工大理石ブラスト仕上げの縁石です。②は今回採用した一般的なコンクリート仕上げの縁石です。今回変更対象となったのは、③の敷地内の平板ブロックと駐車場のアスファルト舗装の境となります地先境界ブロックが対象箇所となっております、その位置は図面で言いますと赤で着色している箇所となります。この部分が平板ブロックの仕上げの色と人工大理石のブラスト仕上げの色とは調和しないと判断して取りやめたものであります。以上、本議案の説明とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。福田議員。

1 番 福 田 一番最後の図面のところなんです、境界ブロック等の説明がありました、その場所ではないんですが、この一番最後の図面の一番右側、横断歩道から入ってきて、歩道部分というイメージがわいて、今現状見るとイメージがなくて、まあ広場という感じになっているんですが、広場というよりもそのまま駐車場かなと思えないこともないので、中学校へ向かうこの右側の一番上の部分ですが、今茶色く舗装されている歩道がありますが、そういうふうな区分けができるように、そこにも赤の③でありますところにあるような境界ですか、境界ブロックがあった方がいいんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の検討はされたんでしょうか。

議 長 建設室長。

新庁舎建設室長 はい。今福田議員からの質問がありました内容ですが、こちらちょうど交差点の角のところになる場所です。こちらにつきましては、確かに歩道と広場との境が今ないような状態となっており、どこまでが歩道なのか、どこからが広場なのかというのがわかりづらくなっておりま

す。ただここ、設計からの段階で、この全体を広場としての扱い方をしているところであり、ここまでが歩道だ、ここからが広場だというのはですね、当初から考えておりませんでした。ただ、今、一つ私どももここ懸念に思っているところがあるんですが、こちらの交差点、以前旧本館があった頃から、正面玄関に入ってくる車の1つの進入口となっておった場所になります。福田議員からもありましたように、そのイメージを持ってらっしゃる方たちについては、そのままこの交差点から中に入って、このコンクリート塀版の上を駐車場として使われる恐れがあるんじゃないかと。それともう一つ、今回このように長い期間を使って歩道の改修をした部分につきましても、横断歩道の滞留所ですね、こちらの方が以前はどこからが滞留所なのかわからないような状態で、子どもたち等の横断待ちをされている場合、車との交差を大変危惧しておりました。そういう部分で、まずは滞留所をしっかりと形で作ろうという部分でこのようにしております中で、また以前のように車が入ってくるのは大変危険な状態となります。そういうことから、今工事はもう1月31日で終わるんですが、改めてここの部分の進入につきましては、進入者が入れないように何らかの柵をした方がいいんじゃないかということで、今検討をしているところであります。このような内容でこちらの部分については、あえて歩道と広場との境は設けませんが、こちらの方を歩行者を守るという部分で、そういう車止めの柵をちょっと今後行っていきたいと考えておるところであります。以上です。

議 **長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））」は、原案のとおり可決されました。

(10:44)

日程第6 議案第3号

議 長 次に、日程第6、議案第3号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第3号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」について、提案理由をご説明いたします。

現在工事を進めております川棚町新庁舎建設工事（電気）につきまして、工事内容を変更したことにより、現請負契約金額に変更が生じたところであります。

そこで、変更後の本契約につきましても、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、新庁舎建設室長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 それでは、工事請負契約変更内容についてご説明をいたし

ます。

1 枚目の議案です。変更内容だけ読み上げます。

4. 契約金額、変更前 2 億 3, 9 5 0 万 3, 0 0 0 円、変更後 2 億 4, 4 2 5 万 5, 0 0 0 円、4 7 5 万 2, 0 0 0 円の増額であります。次のページ、参考資料 1 をお開きください。

1. 電灯設備。電灯盤、O A 盤の形状変更（増額）。変更数量、変更前上下セパレート型盤 7 面、変更後左右セパレート型盤 7 面。当初、設計では執務室内に設置される電灯盤の省スペース化を図るために電灯盤及び O A 盤の内部を弱電用、強電用のそれぞれ上下に分割した盤を使用することとしていたが、盤内に入るブレーカーや配線を詳細に検討した結果、設置するスペースが少なく、そのままでは無理な配線、配置となるため、左右セパレート型に分割された盤に変更したものの。

2. 発電設備。埋設油槽に伴う土工事の変更（増額）。変更数量、スラブ基礎柱、ファイ 2 0 0 ヒューム管、変更前 4 本、変更後 1 0 本。当初、発電設備の埋設油槽設置に伴い、ピット上部（地上部）のコンクリートスラブを支える基礎柱になるヒューム管（ファイ 2 0 0）4 本として進めていたが、構造上地震力を考慮した際の構造計算の結果によって、基礎柱を 1 0 本にする方がよいとの意見が構造設計者から出されたため、基礎柱の本数を変更したものの。

3. 構内交換設備。総合盤の見直しによる変更（増額）。変更数量、総合盤、変更前 3 面、変更後 4 面。当初、庁務員室内に設置される総合盤には、各設備機器の監視装置を設置することで総合盤の台数構成は 3 面としていたが、契約後、協議により総合盤内にデマンド監視用（使用電力監視）の装置を設置することとなったため、既存の盤のままでは小さく、盤をもう一面大きくする必要となったことから盤の面数を変更したものの。

4. 情報表示設備。特別室の出退表示設備の変更（増額）。変更数量、出退表示盤、変更前 2 台、変更後 4 台。当初、町長室、副町長室の在席状況を知らせる出退表示設備は、各出入口扉の廊下側上部に設置することとしていたが、総務課執務室内でも在席状況が確認できるようにするために出退表示盤 2 面（町長用・副町長用）を増やして計 4 面とする変更をしたものの。次のページをお開きください。参考資料 2 の説明です。

1. 電灯設備。電灯盤、OA盤の形状変更です。写真で変更前、変更後を示しております。変更前の上下セパレート型の電灯盤が左側です。変更後の左右セパレート型の電灯盤が右側となります。盤の大きさも変更後一回り大きくなっております。

続きまして2. 発電設備。埋設油槽に伴う土工事の変更です。図面は埋設されている自家発電装置上の燃料となる油槽（燃料タンク）であります。平面図、断面図とありますが、タンクは黄色で着色した箇所であり、その外側に赤色で着色されている箇所がスラブ基礎柱の変更箇所となります。この基礎柱でタンク上部のコンクリートスラブを支えているものであります。

続きまして3. 構内交換設備。総合盤の見直しによる変更です。図面は総合盤の姿図を変更前、変更後と示しております。変更分は赤枠で囲っている箇所であります。写真は既に設置されている総合盤であります。総合盤には記載されておりますように、1から13項目の内容が監視できるようになっており、建物内の機器の集中監視がこの総合盤でできるようになっております。

最後に4. 情報表示設備。特別室の出退表示設備の変更です。今回追加した総務課内の2面の表示盤位置を平面図内で示しております。赤の三角印が町長用、青の三角印が副町長用です。町長室、副町長室の外側に設置されている表示盤の位置も併せて示しております。写真は取付状況であります。右下の写真は、室内のスイッチを押して表示盤を光らせており、出退状況や会議、来客の状況が室外からもわかるようになっております。以上、本議案の説明とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」は、原案のとおり可決されました。

(10:53)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:53)

(…休憩…)

(11:10)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第4号

議 長 次に、日程第7、議案第4号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（機械））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第4号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（機械））」について、提案理由をご説明いたします。

現在工事を進めております川棚町新庁舎建設工事（機械）につきまして、工事内容を変更したことにより、現請負契約金額に変更が生じたところであります。

そこで、変更後の本契約につきましても、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、新庁舎建設室長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。それでは、工事請負契約の変更内容について説明いたします。

1枚目の議案です。変更内容だけ読み上げます。

4. 契約金額、変更前1億2,740万2,000円、変更後1億2,819万4,000円、79万2,000円の増額であります。次のページ、参考資料1をお開きください。

変更の概要です。3項目あります。

1. 衛生器具設備。おむつダスト設置の変更（減額）。変更数量、おむつダスト、変更前5台、変更後0台。当初、バリアフリースイレ、女子トイレ及び授乳室内に各1か所のおむつダストを設置することとしていたが、最近では利用者がそれぞれ持ち帰る習慣もあり、また、設置することで目的外のごみを入れられることも考えられるため、設置について取りやめる変更をしたもの。

2. 排水設備。下水道取付管工事の追加（増額）。変更数量、下水道取付管工事、変更前0式、変更後1式。当初、新庁舎からの下水道本管への接続については、別途工事として行う計画であったが、受注者が下水道排水設備指定工事業者であり、また、建築工事等の工程と関連して施工を行う必要があるため、追加工事とする変更をしたもの。

3. 空気調和設備。全熱交換型換気システム設定（増額）。変更数量、全熱交換型換気システム設定、変更前0式、変更後1式。当初、バックヤード以外の室内換気システムは全熱交換型換気システムを採用しており、空調設備とは独立して可動するようにしていたが、スイッチによる稼働となることで、消し忘れによる無駄な電気消費につながる恐れがあるため、空調設備と連動させるシステム設定にするため、システム設定の変更を行うことで、空調設備と一緒に稼働の管理ができるようになり、空調設備のオン・オフ操作

により全熱交換型換気システムも稼働するようにシステムの変更をしたもの。また、庁務員室内の総合操作盤でも空調設備と一緒に管理ができるようにシステム設定を変更し、その操作管理を容易にできるようにした。

ダクト設備の変更（増額）。変更数量、トイレ内制気口、変更前6か所、変更後10か所。当初、トイレ内の制気口（換気用吸込み口）は、トイレブース2か所で1か所の設置としていたが、新型コロナウイルス感染防止としてトイレブース内の換気を向上させるために、トイレブース1か所ごとに制気口を設置する変更をしたもの。続きまして、次のページ参考資料2の説明です。

1. 衛生器具設備の変更です。おむつダストの設置の変更です。平面図に当初計画しておりましたおむつダストの設置位置を示しております。また、写真はおむつダストの形状を示しております。

2. 排水設備。下水道取付管工事の変更です。図面の青で着色している箇所が別館となります。赤丸で囲っている箇所が今回取付管を設置した箇所です。その横に黄色で着色している箇所が既存の取付管です。取付管の径が、既存が100ファイであったことから流量的に小さかったため、今回取付管を新たに設置して、150ファイの径に変更したものであります。

3. 空調調和設備。全熱交換型換気システム設定です。図面は庁務員室内に設置しております総合盤を示しております。総合盤には写真にありますように、空調集中監視装置が設置されており、その監視装置で全熱交換型換気システムを操作できるようにシステムの変更を行ったものであります。

同じく3. 空調調和設備。ダクト設備の変更（トイレ内制気口）です。説明いたしました制気口と呼ばれる換気用吸込み口の設置内容を写真で示しております。今回の変更により、トイレブースごとに制気口を設けることで個々の換気量が上がり、感染防止にも効果が期待できると考えております。以上、本議案の説明とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。13番波戸です。おむつダストの変更ということで説明があったんですけども、ほかの施設でもこういう設置しないという流れになっているのかというお尋ねと、せめて授乳室ですね、ここをやはり、私は入ったことないんですが、やはり赤ちゃんにとってはここがごはんを食べる

場所になりますので、そこら辺 1 か所だけでも設置は考えられないのか。その辺をお尋ねします。

議 長 建設室長。

新庁舎建設室長 おむつダストの設置の分について、ほかの施設という内容を確認されましたが、町の管理している施設ではおむつダストを設置しているところはないんじゃないかと思っております。それと、大型店等に、私もちょっと子どもがそこまで小さくないもんですから、最近行ってはないんですが、あるところと、どうもないところと、それぞれやっぱりばらつきがあるみたいです。

それと、授乳室の方だけでもという内容ではありましたが、ここについてもちょっと町の保健師等とも確認し合ったことがあったんですが、まあ確かにあればいいかなという声は聞こえるんですが、頻度的に本当にそれがあるのかと。庁舎の方に来られる住民の方たちが、長時間滞在するということはあまり考えにくいと。その中で、授乳する機会があったとしても、その頻度は大変低いんじゃないかということで、授乳室まで含めて、おむつダストの方をちょっと取りやめたということにしております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 最後の空気調和設備ですか、その中のトイレ内の換気の方で、6 個が 10 個に変更されているということですが、どういうふうな、2 部屋ですか、トイレブース 2 か所で 1 個だったのが、各部屋になったということですが、トイレの数からして、バリアフリートイレは元々 1 つで入っていたので、それはトイレの数に入っていないということで、1 階にトイレが 6 個あって 2 階もあるんですが、となれば 12 個ですか、いるんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

議 長 はい、建設室長。

新庁舎建設室長 今、福田議員の方から言われましたトイレについての制気口の方の数の内訳ということでのご回答とさせていただきますが、当初 6 か所としておった考え方です。ちょうど参考資料 2 の図面の中で左上の方に、先ほど質問もありましたおむつダストの設置位置の説明のためにトイレの平面図を付けております。こちらの方で説明させていただきます。男子トイレの方につきましては、大便器のブースが 2 か所ございます。1 階、2 階とも

ですね。女子トイレの方につきましては4か所ございます。その中で、当初の設置数につきましては、男子トイレは2つのブースに対して1つでありました。それを1つそれぞれに付けて1つずつにして1か所増になっております。男子トイレ1階でまず1か所増。女子トイレです。女子トイレにつきましては4か所ブースがございます。そのうちに、左側の方に大変広いブースがございます。こちらの方につきましてはベビーベッド等もあって、ゆっくり使えるようなトイレにはなっておるんですが、こちらにはもう元々大きめの換気扇が付いております。ブースが大きいために。そのために、残りの3つ並んでいる部分ですね、ちょっと狭い部分。こちらの方に2つ付けておりました。それを1つ増やして3台としております。ですから、1階で男女合わせて2か所増、2階で同じく2か所増ということで、当初計画が6台あったのを10台という内訳になっております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（機械）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（機械））」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 2 3)

議 長 ここで、私からお願いをいたしたいと思います。これまでこの新庁舎建設工事は長期間にわたり大規模な工事でありました。これまでも、2回ほどの工事請負契約の変更等があります。今日は最後の工事も終わったのかなと思っておりましたが、この間、工事の変更、大幅変更等があった場合に、事前に議会に説明をしていただければ大変ありがたかったかなと思っておられますので、今後のこともありますので、こういった状況の中では、事前に、可能な限りで結構でございますので、協議したいところもありますので、そういった部分を報告していただければと思っております。よろしくお願いをいたします。

日程第8 議案第5号

議 長 次に、日程第8、議案第5号「財産の取得（川棚町新庁舎什器等備品購入の件）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第5号「財産の取得（川棚町新庁舎什器等備品購入の件）」について提案の理由をご説明いたします。

現在進めております川棚町新庁舎建設工事は、今月末をもって竣工となり、引渡しを受けることといたしております。その後3月の新庁舎への移転までの期間に、新庁舎内で執務を開始するための準備を進めてまいります。

そのような中で、この度、新庁舎等に新たに設置いたします什器等の備品購入に係る財産取得のための指名競争入札を1月17日に行ったところ、長崎市田中町1452番地、Q - b i c ソリューションズ株式会社 代表取締役 船橋修一が4, 158万円で落札決定いたしましたので、1月20日に仮契約を締結いたしております。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

条例第3条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、新庁舎建設室長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。それでは「財産の取得（川棚町新庁舎什器等備品購入の件）」についてご説明いたします。2ページ目、参考資料1から説明を行います。上段です。

川棚町新庁舎什器等備品購入仕様です。

納入期限です。令和4年2月28日まで。

納入場所、川棚町役場 執務室（新庁舎・別館・教育委員会）。

備品購入の概要です。

執務室。カウンター（ロータイプ）、寸法は記載のとおりであります。16台。カウンター（ハイタイプ）、14台。カウンター用椅子、43脚。収納庫（A4タイプ）、200台。職員用回転椅子（ハイタイプ）、10脚。職員用回転椅子（ロータイプ）、106脚。打合せ用テーブル、4台。打合せ用椅子、16脚。パソコン（サーバー）デスク、2台。

待合室。町民交流スペース用テーブル、3台。2階相談コーナー用テーブル、1台。チェア（1人掛け）、16脚。ロビーチェア（3人・4人掛け）、13脚。記載台（ロータイプ）、1台。

会議室。フラップテーブル（1800用）、34台。フラップテーブル（1200用）、12台。会議用椅子、118脚。チェアポーター、4台。

町長室。執務用デスクセット、1式。収納セット（書棚、サイドボード）、1式。応接セット（6人用）、1式。ロッカー、1台。

副町長室。執務用デスクセット、1式。収納セット（書棚、サイドボード）、1式。応接セット（4人用）、1式。ロッカー、1台。次のページです。

その他。

相談室。会議用テーブル（W1500）、2台。会議用テーブル（W1200）、2台。会議用椅子、16脚。

授乳室。ソファ、1脚。オムツ替え台、1台。

給湯室。キッチン、2台。

男・女更衣室。ロッカー（6人用）、18台。コートハンガー、2台。ソファベッド、2脚。

別館・教育委員会執務室。職員用回転椅子（ハイタイプ）、3脚。職員用回転椅子（ロータイプ）、24脚。次のページ、参考資料2です。

新庁舎の平面図にそれぞれ配置する什器の写真をカタログから抜粋して添付しておりますが、この購入するもので写真がないものがあるため、それに近い品物を添付しているものもあります。そのため、各什器の色や形はあくまでもイメージとして確認をしてください。参考資料2の方が1回平面図としており、そこに配置される主な什器を示しております。

続きまして、参考資料3です。2階の平面図となっております。2階には一般執務室以外に特別室もあり、その部屋にも什器を購入することとしております。なお、以前基本設計・実施設計の内容を議員の皆様の方にも説明してきておりますが、そのとき2階のちょうど町長室・副町長室の間にあります庁議室と呼んでおりました部屋につきましては、来客用のための応接室と、町の管理職を含む重要な会議を行う場合に使用する庁議室を兼ねる目的としておりましたが、管理職を含む会議につきましては、新庁舎において1階2階それぞれ会議室を設置することができており、その部屋を利用することができるものと考えており、庁議室と呼んでおった呼び方につきましては、この部屋を来客対応として利用する目的の部屋とする応接室と呼ぶことに変更しております。このことについて、すいません、この席を借りて変更を申し添えておきます。

最後に次のページに入札結果一覧表を参考として添付しております。以上、本議案の説明とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。波戸議員。

13番波戸 はい、13番波戸です。予定価格の方が4,780万とあがっているんですけども、この積算というのはどういう形で行われたのかお尋ねします。

議 長 建設室長。

新庁舎建設室長 最後に付けております入札結果一覧表にあります、この予定価格の方なんですけど、こちらについては町長が定める金額でありますけど、

積算という部分につきましては、私どもが定める設計書の方の金額からこのような数字が出てくるものであり、そちらの設計額についての考え方をご説明したいと思っております。こちらにつきましては、必要とする品目、品物につきましては、各課ヒアリングを行いまして洗い出しをまず行い、それでその必要とする台数、品物等をまず選んでおります。それと、その品物に合うような形で、以前、これが30年度だったんですが、川棚町新庁舎オフィス環境整備コンサルティング業務で委託をしましたときに、その案としての大体その品物のプランニングがあがっておりました。これを基に、今の品物のカタログ単価に直して、設計金額を定めております。以上です。

議 _____ **長** はい。ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

1 3 番 波 戸 入札結果の方なんですが、今回1社が入札されて、あとが入札辞退ということになってはいますけども、ここが何と言いますか、この規格に合う商品が持っていらっしやらないのか、どういうことで入札辞退にされたのか。想定できる範囲で構いませんけども、説明いただきたいと思います。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 今回の入札につきましては、前回は机の入札を行いまして、そのときも1社だったということで、そのときの1社になった理由といたしましては、コロナ対策の特別な机ということで、現在流通が少なくなっているということで企業の方も、事業所の方も調達がなかなか難しいというところで、最終的に1社しか入札がなかったというふうな状況でございます。

今回につきましては、特にコロナ対策のような特別な商品でもない。そして、普段からどの事業所も取り扱っている商品ということで、どの事業所も調達ができるのであろうということで考えたところでありまして、入札を行ったわけなんですが、一応今回の入札につきましては、令和3年度の有資格者名簿の中から妥当な事業者を選定しまして入札を行うという状況でございます。辞退の理由につきましては、特別辞退理由というのは求めてないわけなんですけれども、直接辞退届を持って来られた業者がおられましたので、そこでお話を聞いたところ、扱っている商品はございますが、調達までの期間が2月28日までというふうなことで、これだけの什器を揃えるのが難しいということで、多くの事業所が辞退に至ったというふうに判断してい

るところでございます。今後につきましては、やはり適切なですね、その調
達期間を設けるよう検討をしていきたいと考えているところでございます。
以上でございます。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号「財産の取得（川棚町新庁舎什器等備品購入の
件）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「財産の取得
（川棚町新庁舎什器等備品購入の件）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 3 7)

日程第9 発議第1号

議 _____ **長** 日程第9、発議第1号「第6次川棚町総合計画調査特別委員会
設置に関する決議」を議題といたします。本案について提案者の波戸勇則議

員に内容説明を求めます。波戸議員。

1 3 番 波 戸 それでは、提案理由の説明をいたします。お手元の決議（案）をご参照ください。読み上げ、提案理由の説明といたします。

令和4年1月28日、川棚町議会議長 村井達己 様、提出者 川棚町議会議員 波戸勇則、賛成者 川棚町議会議員 初手安幸。

第6次川棚町総合計画調査特別委員会設置に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川棚町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記。

提出理由 川棚町総合計画について調査研究する特別委員会設置の必要性を認めたため。

発議第1号 第6次川棚町総合計画調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、第6次川棚町総合計画調査特別委員会を設置するものとする。

記。

1. 名称 第6次川棚町総合計画調査特別委員会。
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び川棚町議会委員会条例第5条。
3. 目的 第6次川棚町総合計画について調査研究するため。
4. 所管事項 ①基本構想に関すること。②基本計画に関すること。
5. 委員の定数 13名。
6. 調査期間 調査終了まで。なお、閉会中も調査することができる。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。福田議員。

1 番 福 田 鑑の部分に、表題のところに（案）とありますが、これは（案）は要らないんじゃないかと。要るとすると次の方が（案）じゃないかと思うんですが。

議 長 はい、波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。そのように訂正させていただきたいと思います。発議第1号の方に（案）を付けさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号「第6次川棚町総合計画調査特別委員会設置に関する決議」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「第6次川棚町総合計画調査特別委員会設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(11 : 42)

議 _____ **長** お諮りします。ただいま設置されました、「第6次川棚町総合計画調査特別委員会」の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

第6次川棚町総合計画調査特別委員会委員に、議長を除く議員13名を指名いたします。以上のとおり指名することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました議員を第6次川棚町総合計画調査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

(11:43)

議 長 このあと休憩をいたしますので、委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

正副委員長が決定しましたら、委員長から報告をお願いいたします。

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(11:43)

(…休 憩…)

(12:00)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 第6次川棚町総合計画調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

委員長に波戸勇則委員、副委員長に初手安幸委員。以上のとおりであります。

議 長 ここで、委員長より修正の提案がっておりますので、発言を許します。はい、波戸委員。

川棚町総合計画調査特別委員長 先ほど「第6次川棚町総合計画」ということで提案をさせていただきましたけども、冒頭の「第6次」というところを削除していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと先ほどの(案)の取扱いですけども、先ほど訂正のところ、2枚目の方に(案)を付けてくださいということで訂正をお願いしたところなんですけども、再度訂正させていただきました、元の位置に(案)を戻していただくように訂正をお願いいたします。訂正が多くて誠に申し訳ございません。よろしく願いいたします。以上です。

議 長 はい。ただいま、波戸委員長より提案がありましたように、修正、「川棚町総合計画調査特別委員会」という名称ということであります。

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。本臨時会において議決されました案件につきましては、議決の結果生じました条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和4年1月川棚町議会臨時会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 2 : 0 2)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 炭谷猛

会議録署名議員 水谷末義